

## 国有境内地問題

寺院の境内地の取り扱いが都市の再整備や復興に大きく関係する---こうした外形的な事実は、東京の烏山寺町という空間の存在を体験することを通じてひとつとにある程度認識されていると思われる。烏山と同様の事例は江戸時代の東京にもみられる。大火が起きたり、宅地が不足すると、寺院が既成市街地から郊外へと移転し、そこであらたなアーバンフリンジを形成したのである。その背景には寺院境内地が一般の宅地より比較的広がったこと、宗教行事での火気の使用や墳墓地の衛生に問題があったことが作用していたと考えられる。

明治維新後、地租改正時に社寺境内地は官有地に編入された。社寺境内地はもともと国有であって、版籍奉還と同様に土地の知行を取り上げる趣旨というのが政府側の論理であった<sup>1</sup>。また墳墓地は地方自治体の所有<sup>2</sup>となった。国有境内地の変換を求める声は地租改正の直後から早くもあがり、一時は無償下げ渡しが実施されていたが、やがて中止され、以後、政府側と寺院側の論争が長く続いた。

この問題をめぐっての政府側の姿勢は直観的には父権主義的で、より広い視野で考えるならば、社寺境内地の公共性・公益性を意識したもの(保全すべき空間)であった。これは、耕地整理法<sup>3</sup>第3条で社寺境内地の耕地整理地区への編入を原則的に制限していたこと、国有財産法(1921年)の審議に際して政府委員が「私有地と違って課税されない」<sup>4</sup>、「境内地を寺院に交付して貴重な財産を失うよりも安全」<sup>5</sup>という主張したことに見受けられる。

こうした姿勢が帝都復興時の区画整理に際して問題となった。特別都市計画法<sup>6</sup>第3条は「...耕地整理法<sup>7</sup>第四十三条ノ規定ニ拘ラス」建物ある宅地を土地区画整理施行地区に編入できるとしたが、この特例に社寺境内地、墳墓地は含まれていなかったのである<sup>8</sup>。寺院側はこれを理由に区画整理への参加を拒んだが、その後、曲折を経て特別都市計画法区域内ニ於ケル寺院ノ国有境内地譲与等ニ關スル件<sup>9</sup>が墳墓地と「寺院若ハ仏堂ノ境内地」の編入を認め(第3条)<sup>10</sup>、1928年8月31日までに換地先以外に移転した場合、換地を譲渡する(第1条)ことで寺院の郊外移転を促進しようとした。

もっとも、これは震災時の東京・横浜に限定された話であって、それが浮き彫りとなったのは1940年の静岡大火に際しての復興計画であった。当局は焼失した全23ヶ寺を適当な郊外地に移転<sup>11</sup>させ、それ

<sup>1</sup> 帝国議会衆議院、国有財産法案委員会議録第1回、1921年1月28日、p.7、河本文一主計局書記官発言。なお、この行での「国有」という用語は議事録中のものであり、現代でもそのまま通じるため用いたが、江戸時代で使用されていた訳ではない。

<sup>2</sup> 当初は法律が整備されていなかったため、たとえば静岡では「札之辻町他百廿三町」の共有という扱いであった。

<sup>3</sup> 1899年3月法律第82号

<sup>4</sup> 帝国議会衆議院、国有財産法案委員会議録第4回、1921年2月1日、p.1、西野元大蔵省主計局長発言。

<sup>5</sup> 帝国議会衆議院、国有財産法案委員会議録第1回、1921年1月28日、p.7、西野元大蔵省主計局長発言。

<sup>6</sup> 1923年12月法律第53号

<sup>7</sup> こちらは既述の耕地整理法と異なり、1909年4月法律第30号。

<sup>8</sup> 福岡 峻治(1991)、東京の復興計画—都市再開発行政の構造』、日本評論社、1991年7月、pp.281-295。は第36区画整理地区での運動を通じて寺院境内地の強制編入が実現されて行くプロセスを描いている。

<sup>9</sup> 1925年3月法律第4号

<sup>10</sup> 羽貝正美(2007)、震災復興と都市空間の近代化—震災復興土地区画整理を手がかりに、都市問題、後藤新平生誕150周年記念、8月号特別増刊、後藤新平「大風呂敷」の実相、東京市政調査会、p.61。では「関東大震災時の特別都市計画法で寺院境内地の強制編入が認められていた」という趣旨の記述があるが、これは厳密には誤りである。

<sup>11</sup> 寺院の移転構想は早くも静岡新報1940年1月19日、「寺町の墓地と魚市場問題」に記されている。

によって減歩率を全体的に低下させようとしたが、寺院側の激しい抵抗<sup>12</sup>に遭い、さらに市側が用意した公園墓地に従前の境内と同じ面積の土地を割り当て、旧地に従前の半分の敷地を自由財産<sup>13</sup>を与え、移転費用の補助をする<sup>14</sup>という譲歩案すら拒否され、結局、復興計画において公園や道路の用地とされた寺院は土地を任意に求めて移転し、それ以外の寺院は従前の場所に再建しても良いが、区画整理には同意するということで決着した<sup>15</sup>。市は2年後、「災害復興土地区画整理の本質に対応して急速に完成せしむるための要素」として「7.寺院境内地は耕法第四十三条に拘らず編入し得る様法の規程となすこと」<sup>16</sup>を挙げている。

こうした経緯が反映されたためか、戦後の特別都市計画法<sup>17</sup>第5条では特別都市計画事業として施行する土地区画整理においては耕地整理法第43条第1項但し書きに定める認許または同意を得なくても編入できるとした。さらに、同法の廃止と入れ替わりに制定された土地区画整理法<sup>18</sup>第2条6は「宅地」、すなわち国または地方公共団体の所有する土地以外の土地は編入可能であるとしている。

---

<sup>12</sup> 静岡民友新聞 1940年2月11日、「焼失寺院墓地移転 協議会纏らず(ママ)」

<sup>13</sup> 前年施行の宗教団体法に規定。

<sup>14</sup> 静岡新報 1940年5月7日、「焼失二十二ヶ寺院の移転根本方針決定す」

<sup>15</sup>

<sup>16</sup> 静岡市役所(1942)、静岡市都市計画復興事業概況 pp.16-17.

<sup>17</sup> (1946年法律第19号)

<sup>18</sup> (1954年5月法律第119号)